

●香川県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により平成25年香川県告示第566号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、当該指定を解除する。

令和5年5月16日

香川県知事 池田豊人

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
坂出市福江町	福江(2)(I-250)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
坂出市福江町	福江(2)(I-250)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県中讃土木事務所及び坂出市総務部危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）